

人権保育専門講座8 [連続講座②] (三重県委託事業)

常磐会短期大学 教授

しめだ しんいちろう
ト田 真一郎さん



人権保育専門講座8は3回の連続講座です。家庭支援推進保育士の方を中心に、専門性を高めたい保育関係者の方々を対象に開催しています。

人権保育実践は、その保育現場を取り巻くさまざまな状況によって、抱えている課題・実践の目標・具体的な取組は異なります。そのことを念頭に置きながら、お互いの実践に学び合きましょう。

この連続講座は、「共有」「交流」「発信」の視点を大事にしながら進めています。

- ・「共有」…ゲストスピーカーの話聞いて、似たような子どもや地域の現状や課題を共有します。
- ・「交流」…交流をとおして、他の保育士の実践などを聞き、自身のアイデアやイメージを豊かにしていきます。
- ・「発信」…保育士が現場でどのようなことに取り組んでいくのか、「自分にできる次の一歩」を考え発信していきます。

連続講座の第2回となる今回は、帝京短期大学教授の林 恵さんをゲストスピーカーにお招きし、日本で最も多く日系ブラジルの方が住んでいる群馬県大泉町の状況をふまえながら、多文化共生保育についてお話しいただき、40人の方々の参加がありました。



『各園における人権保育を推進するために』

はやし めぐみ
帝京短期大学 教授 林 恵さん

多文化共生社会とは…

多文化共生社会とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく社会です。また、多様性にもとづく社会の構築という観点に立ち、外国人および民族的少数者が、不当な社会的不利益を被ることなく、またそれぞれの文化的アイデンティティを否定されることなく、社会に参加することを通じて実現される、豊かで活力のある社会とも言えます。

在日外国人にかかわる現状

1990年の「出入国管理及び難民認定法」(入管法)の改正により、日系3世まで定住者として日本での就労が認められるようになりました。このことにより、日系人の入国が容易となり、在日外国人が増大しました。さらに、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が2018年12月に成立、本年4月1日から施行されたことによって、単純労働の領域も拡大し(特定技能1号)、専門性を有する場合(特定技能2号)は、家族の帯同も認めることとなりました。これにより、50万人超の外国人労働者の受け入れ増が予想されています。

群馬県、静岡県、愛知県などの工業地域には、在日外国人が集住しています。私がかかわっている群馬県大泉町は人口の約20%が外国人であり、日本国籍で外国にルーツのある人も合わせると、25~30%くらいになるかもしれません。なかでもブラジル人が最も多く、人口の約10%を占めています。技能実習生や留学生等のおとなが集住している地域もあれば、集住はしていませんが、外国人の子どもがいる家族が点在して住んでいる地域もあります。大泉町では町をあげて外国人を誘致しました。中小企業雇用安定促進協議会が設立され、直接ブラジルでの求人活動を行いました。町がアパートを用意し、企業のバスがブラジル人の自宅まで送迎をする等の便宜を図りましたが、地元住民との交流の機会がほとんどないため、渡日から20年経っても日本語が満足に話せない方もいます。



在日外国人に対する教育をめぐる課題

日本の法律では外国人に義務教育の法的義務はなく、就学義務も課せられていません。1979年の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」批准を受けて、同条約に基づき、「わが国に在留する学齢相当の外国人子女の保護者が、当該児の義務教育諸学校への入学を希望する場合は、日本人児童と同様の機会を無償で保障する」(※下線は事務局員の加筆)と定められており、外国籍児にも教育における「機会の平等」が一応与えられています。しかし、「…入学を希望する場合は」と書かれているとおり、外国人の子どもは学校に行っても行かなくてもよいということを意味しています。外国人の子どもは①「日本の学校へ行く」②「外国人の学校へ行く」③「学校へ行かない」の3つの選択肢から教育を選ぶことになります。

①日本の学校へ行くと、日本語が上手になる一方、母語が上達しないため、保護者との意思疎通が難しくなります。進路の相談など、保護者と大切な話ができないという問題に直面します。あるブラジル人の女子学生は「両親はポルトガル語で、私たちきょうだいは日本語で会話をします。日常会話程度ならできるけど、ポルトガル語で『偏差値』とか『内申書』とか何て言っているかわかりません。お母さんは日本の高校受験の仕組みとか知らないと思ったので、まったく相談しないで全部一人で決めてきました。お母さんと深い話ができないので、本当に相談したいことが相談できないです」という思いを語りました。

②「外国人の学校へ行く」という選択は、主に母国に帰る予定の子どもに多くみられます。公立の日本の学校に比べて学費が高く、途中で退学して結局日本の学校へ行くことになってしまうケースがあります。そうすると、母語と日本語のどちらの言葉も十分に身につかず、さらには系統立った勉強ができないという問題が生じます。

③「学校へ行かない」という選択は、保護者が毎日の生活で精一杯で、「上の子どもが下の子どもの面倒をみる必要がある」「すぐに母国に帰る予定だから」等という理由で、入学の手続きをしないことがあります。そのため学校には行かず、教科学力が身につかなかったり、人とのかかわりが築けなかつたりしていきます。

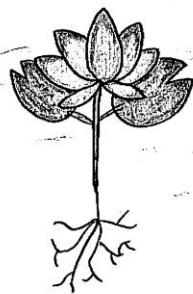
このような外国につながる子どもや保護者の実態があり、不十分な教育環境により安定した就労に至らず、貧困の連鎖を生んでしまう現状があります。

最近になって新たな課題が出てきました。これまで、多くの保育所(園)が、“日本人化”をめざす保育を行ってきました。一見すると、外国につながる子どもたちが母語と日本語の両方が話せるバイリンガルであるかのように感じられます。ところが、就学時検診で混乱が起きました。大泉町では、発達検査を日本語で受けるか、ポルトガル語で受けるかを選択できます。母親は我が子が日本語は上手に話せているだろうと思い、一方、保育士は家庭でポルトガル語なら話せているのだろうと思っています。実は、どちらも年齢相応には話せず、どちらの言語で発達検査を受けてもうまくいかないという現状があります。つまり、もととなる母語の習得や保持が不十分なままだと、第二言語もうまく発達しないということです。このような状態の人を“ダブルリミテッドバイリンガル”と呼びます。(※下図参照)

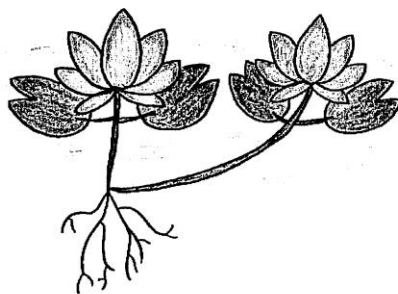


バイリンガルって？

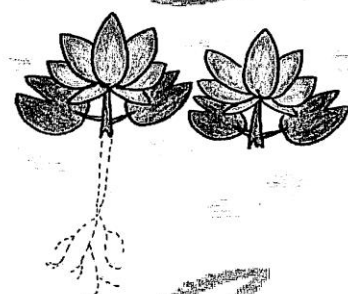
モノリンガル



バイリンガル



ダブルリミテッド
バイリンガル



T. Skutnabb-Kangas (1981, p. 53) を基に作成

一見するとバイリンガル。
でも、水面下には茎も根も
ない状態

ダブルリミテッド・バイリンガルとは、母語も日本語も年齢相応に発達していない状況を意味します。上図右側の絵のように、2つの言葉で日常会話ができる（水面に2つの美しい花）ことは一見素晴らしい見えますが、言葉の未発達により思考や理解、考察する能力が育たず（水面下に根も茎もない）、日常会話以上の複雑な会話はできません。なぜなら、言葉はものを考える手段だからです。

就学前の段階から、頭の中で考える言葉（内言語）を育てていく必要があります。第一言語を使って家族で抽象的な事柄を語れるようにするためです。また、母語がきちんと使えることはアイデンティティ形成にも大きくかかわってきます。日常社会で使う言語が母語とは異なる場合は、意図的なかかわりが重要です。

子どもの母語保持のため、保護者に家庭では母語を使い、園では日本語を使うことを伝え、理解を求めましょう。家庭での母語教育だけでは不十分なら母語教室を勧めていきましょう。

保育者はより幅広い日本語表現を伝えるかかわりをもつことを心がける必要があります。例えば、子どもに「大きな木だね」と話しかけた場合、それに続けて「大きくて高いね」や「幹が太いね」などと言ったりすることことが大切です。



外国人保育士の役割の重要性

平成初期に来日した外国籍の子どもたちが養成校に進学し、保育士資格を取得して、近年保育士として採用されています。日本語が全く理解できない子どもが、初めて日本での園生活を送るとき、言葉が通じず不安定になってしまいがちです。外国人保育士は、外国人の子どもや保護者に、母語でコミュニケーションがとれるという安心感を与えるとともに、代弁者にもなり、園への適応を促す媒介者としての役割も担っています。

しかし、ともすると外国人保育士を「通訳や翻訳をしてくれる便利な人」と同僚の保育士が捉えたり、「外国人の子どもことは外国人保育士に任せておけばいい」という意識になったりしがちです。そうではなく、「ピアノの得意な保育士」や「サッカーの得意な保育士」という考え方と同様に、「通訳や翻訳が得意な保育士」と捉え、双方が協働していくことが望まれます。そして、保育士として子どもに寄り添い、保護者の不安を軽減させ、一緒に歩いていく方法を考えていくことが求められます。

< “未来への種まきワーク” より >

ご講演を聞いた後、グループに分かれて「共有」「交流」をおこない、出し合ったことをもとに“未来への種まきワーク”として、これからやってみようと思うことを「発信」しました。

- ・困っていることがないか、自分から話していきたい。
- ・母語を習得することの大切さ、重要性をまずは職員に伝える。保護者にも伝えていく。
- ・言葉の違いというだけでなく、「子どもの育ちを保障する」という観点で考えていきたい。
- ・その家族の先のことも見据えて母語を大切にする。私たちが言葉の表現を豊かにするかわりを大切にする。
- ・外国にルーツのあるお子さんに対して丁寧に話をしていく。子育て観を共有したい。
- ・お互いの文化を尊敬し、胸を張って自分のことを話せる関係性を築けるように話そう！
- ・“お便りを渡して終了”ではなく、一緒に見て話しながら伝えていきたい。



<参加者アンケートより>

- 母語を習得していく大切さを理解していたつもりでしたが、より深く知ることができました。「母語を大切にすることが自分のルーツを大切にすることにつながる」ということがよくわかりました。学んだことを職員に伝えて、園全体で共有していきたいと感じました。
- 自分の保育について反省することが多くありました。保育士のかかわりがアイデンティティの形成につながることを初めて知り、保育園に通う時期だからこそ大事にしないといけないことを実感しました。また、他市町での実践例も聞くことができ、学ぶことが多くありました。
- 外国にルーツのある子を担任したときのことを思い出しました。「大丈夫」と言うお母さんの言葉に甘えて、お母さんの困り感や子育てについての思いに寄り添えていなかったのではないかと反省しています。多言語を話せるようになるのは難しいですが、共に考える姿勢を伝えられるようにしたいと思います。
- 外国にルーツのある子、親の母語の保障の大切さを知り、どう支援していくのか考えていきたいと思いました。
- “母語を大切にする”ということは今まで意識したことがなく、とても反省しました。子どもが成長し大きくなった時のことを考えてかかわっていく大切さを改めて感じました。外国にルーツのある子どもだけに限らず、言葉の表現力が不足している子どもたちの現状があります。私たち保育士が正しく多数の言語で話をしていくことを大切にしていきたいです。
- 多文化とは何かを考える機会になりました。保育所で日本語を覚え、日本語ができたらいいだけでなく、母語が大切だということを知りました。家庭では母語にたくさんふれ、母語でしっかりコミュニケーションをとることの必要性を、外国籍の保護者に伝えていくことの大切さを知りました。グループワークをとおして他の市の方の話を聞いて、どんな取組をしているかを知ることができてよかったです。